

ベネズエラで問われる国連憲章の維持

ジェフリー・サックス

コモン・ドリームス 2026年1月6日

[Opinion | My Briefing to the UN Security Council Regarding US Aggression Against Venezuela | Common Dreams](#)



以下は1月5日開催の国連安理会緊急会合での発言にあたって準備された本人の原稿です。

議長閣下、

安全保障理事会のご列席の皆様。

本日、安理会の前に出されている問題は、**ベネズエラ政府がどのような性質の政府であるか**という点ではありません。問題は、いかなる加盟国であれ、武力、威圧、あるいは経済的締め付けによって、**ベネズエラの政治的将来を決定したり、その内政を支配したりする権利を有するのかどうか**、という点です。

この問いは、国家の領土保全または政治的独立に対する武力による威嚇または武力の行使を禁じた、国連憲章第2条第4項に正面から関わるものです。安理会は、この禁止原則を擁護するのか、それとも放棄するのかを決断しなければなりません。これを放棄することは、極めて深刻な結果をもたらすでしょう。

1947年以降、アメリカ合衆国の外交政策は、他国における政権交代を実現するため、武力行使、秘密工作、政治的操作を繰り返し用いてきました。これは、周到に記録された歴史的事実です。政治学者リンジー・オルークは、その著書『Covert Regime Change』(2018年)において、1947年から1989年の間だけでも、米国が少なくとも70件の政権転覆工作を試みたことを明らかにしています。

こうした慣行は冷戦終結後も終わっていません。1989年以降、安全保障理事会の承認を得ることなく実施された米国的主要な政権転換作戦には、特に重大なものとして、イラク(2003年)、リビア(2011年)、シリア(2011年以降)、ホンジュラス(2009年)、ウクライナ(2014年)、そしてベネズエラ(2002年以降)が含まれます。

背景と文脈

用いられてきた手法は確立されており、十分に文書化されています。それらには、全面的な軍事行動、秘密諜報活動、騒乱の扇動、武装集団への支援、マスメディアおよびソーシャルメディアの操作、軍・文民当局者への買収、標的を定めた暗殺、偽旗作戦、そして民間生活の崩壊を狙った経済戦争が含まれます。これらの措置はいずれも国連憲章に違反するものであり、通常、継続的な暴力、致命的な紛争、政治的不安定、そして民間人の深刻な苦難をもたらしています。

ベネズエラの事例

ベネズエラをめぐる近年の米国の行動は明白です。

2002年4月、米国はベネズエラ政府に対するクーデター未遂について事前に把握し、これを承認していました。2010年代には、米国は反政府抗議行動に積極的に関与する市民社会団体に資金提供を行い、とりわけ2014年の抗議運動が顕著でした。政府がこれらの抗議行動を弾圧すると、米国は一連の制裁措置を発動しました。2015年には、バラク・オバマ大統領が、ベネズエラを

「米国の国家安全保障および外交政策に対する異常かつ特別な脅威」と宣言しました。

2017年には、国連総会の合間に行われた中南米首脳との会食の場で、トランプ大統領は、ベネズエラ政府を転覆させるために米国が侵攻する選択肢を公然と議論しました。

2017年から2020年にかけて、米国は国営石油会社に対して広範な制裁を科しました。その結果、石油生産量は2016年から2020年にかけて75%減少し、実質一人当たりGDP（購買力平価ベース）は62%低下しました。

国連総会は、こうした一方的強制措置に対し、繰り返し圧倒的多数で反対の意思を示してきました。国際法上、こうした制裁を課す権限を有するのは、安全保障理事会のみです。

2019年1月23日、米国は一方的にファン・グアイド氏を「暫定大統領」と承認し、同年1月28日には、海外に保有されていた約70億ドル相当のベネズエラ国家資産を凍結し、その一部についてグアイド氏に管理権限を与えました。

これらの行動は、20年以上にわたって続く米国の政権転換工作の一環を成しています。

最近の米国による世界的エスカレーション

過去1年間で、米国は7か国において爆撃作戦を実施しましたが、そのいずれも安保理の承認を得ておらず、また国連憲章が認める正当防衛にも該当しません。対象となった国々には、イラン、イラク、ナイジェリア、ソマリア、シリア、イエメン、そして現在のベネズエラが含まれます。

さらに過去1か月間で、トランプ大統領は、コロンビア、デンマーク、イラン、メキシコ、ナイジェリア、そしてもちろんベネズエラを含む、少なくとも6つの国連加盟国に対して直接的な威嚇を行っています。これらの脅迫は、本声明の別紙にまとめられています。

今日、問われているもの

安保理の構成国は、ニコラス・マドゥロ大統領を裁くよう求められているので

はありません。また、米国による最近の攻撃や、現在進行中の海上封鎖が、自由をもたらすのか、それとも従属をもたらすのかを評価するよう求められているのでもありません。安保理構成国に求められているのは、**国際法、とりわけ国連憲章を擁護すること**です。

国際関係論におけるリアリズム学派は、ジョン・ミアシャイマーによって最も鮮やかに表現されているように、国際的無政府状態を「大国政治の悲劇」と的確に描写しています。リアリズムは地政学の記述ではありますが、平和への解決策ではありません。その結論自体が、無政府状態は悲劇をもたらす、というものだからです。

第一次世界大戦後、その悲劇を終わらせるために国際法の適用を目指して国際連盟が設立されました。しかし1930年代、主要国は国際法を守ることに失敗し、再び世界大戦へと突き進みました。

国際連合は、その大惨事を受けて、人類が国際法を無政府状態に優越させようとする第二の試みとして誕生しました。憲章の言葉を借りれば、国連は「われらの生きているうちに二度までも人類に計り知れない悲嘆をもたらした戦争の慘禍から、将来の世代を救う」ために創設されたのです。

核時代において、この失敗を繰り返すことは許されません。人類は滅びるでしょう。第三の機会は存在しないのです。

安全保障理事会に求められる措置

国連憲章に基づく責務を果たすため、安保理は直ちに以下の措置を確認すべきです。

1. 米国は、ベネズエラに対するすべての明示的および黙示的な威嚇、ならびに武力の行使を即時に停止すること。
2. 米国は、安全保障理事会の承認を欠いたまま実施している海上封鎖および関連するすべての強制的軍事措置を終了すること。
3. 米国は、威圧目的で前方展開されている情報、海軍、空軍その他の資産を含め、ベネズエラ国内およびその周辺に配備された軍事力を即時に撤収すること。

4. ベネズエラは、国連憲章および世界人権宣言により保障される人権を遵守すること。
5. 事務総長は直ちに特使を任命し、ベネズエラ国内外の関係当事者と協議を行わせ、国連憲章に合致した勧告を 14 日以内に安保理へ報告させること。安保理は引き続き本件を緊急課題として扱うこと。
6. すべての加盟国は、安全保障理事会の権限を逸脱した一方的な威嚇、強制措置、または武力行使を慎み、国連憲章を厳格に遵守すること。

結びに

議長閣下、安全保障理事会の皆様。

平和、そして人類の生存は、国連憲章が生きた国際法の道具として維持されるのか、それとも無意味な存在へと風化させられるのかにかかっています。

それが、本日この安保理の前に突き付けられている選択なのです。

ありがとうございました。